

## 令和5年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和5年12月5日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 同意第13号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 8 同意第14号 広尾町監査委員の選任について
- 9 議案第105号 広尾町選挙公報発行条例の制定について
- 10 議案第106号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 11 議案第107号 広尾町児童福祉会館条例の一部改正について
- 12 議案第108号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第109号 広尾町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 14 議案第110号 町道路線の変更について

### ○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美

総務課長	山崎勝彦
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木幡幸雄
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
企画課長	山岸直宏
企画課長補佐	鎌田慎美
住民課長	楠本直晃
住民課長補佐	村中晃央子
兼住民課長補佐	三浦直大也
保健福祉課長	宝泉一也
保健福祉課参事	宝泉一也
兼老人福祉センター所長	村上洋子
地域包括支援センター長	保坂一也
兼健康管理センター長	三浦直子
健康管理センター次長	浜頭力
保健福祉課子育て支援室長	浜頭力
兼子育て世代包括支援センター長	佐々木みゆき
認定こども園ひろお保育園長	船田光恵
認定こども園ひろお保育園副園長	船田光恵
兼豊似保育所長	金石輝義
特別養護老人ホーム所長	金石輝義
兼養護老人ホーム所長	及川隆之
農林課長	及川隆之
兼町営牧場長	室谷直宏
水産商工観光課長	山田雅樹
水産商工観光課長補佐	寺井昌樹
建設水道課長	三上幸一
建設水道課長補佐	川崎井真弘
兼下水終末処理センター長	寺岡伸弘
港湾課長	安岡伸圭
港湾課長補佐	須田圭一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第4回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。  
11月30日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。  
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。  
次に、本定例会に町長から同意2件、議案14件を受理しております。また、議会から意見書案2件を受理しております。  
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。  
次に、監査委員より令和5年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。  
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。  
一般質問は、5人の議員から通告があり、12月6日に行います。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日5日から12月8日までの4日間とするものです。  
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日5日から8日までの4日間をしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日5日から12月8日までの4日間とすることに決しました。

#### ◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書20ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告。

令和5年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1として、委員会の開催状況です。

(1)、開催日、令和5年10月24日火曜日から25日水曜日まで。

(2)、開催場所は、千歳市、恵庭市、南幌町でございます。

(3)、出席委員等については、記載のとおりであります。

2の調査の内容であります。

(1)、先進地における防災公園の運営について。

①、千歳市（人口9万8,047人）。

1)、千歳市防災学習交流施設「防災の森」。

「防災の森」は、防災学習の一環として災害時を想定した野営生活訓練広場（キャンプ場）で訓練ができるほか、自然の湧き水や林間を活用した体力増進のための遊具などが整備されている施設で、隣接地には「千歳市防災学習交流センター」（そなえーる）が設置されている。

アとして、野営生活訓練広場（キャンプ場）であります。テントサイトは41張、デイキャンプ場の用地がございます。キャンプ場の使用料でありますけれども、千歳市民300円、市民以外は600円となっております。その他、炊事場、学習棟があります。

次のページをお開き願います。

イとして、サバイバル広場。森の中に、丸太つり橋、ロープ渡り、ネット渡り、丸太渡り、ロープウエー、リトルロッククライミング、展望台など、体力増進のための遊具が配置されている。

ウとして、防災の森管理棟であります。管理棟には管理人1名が常駐し、閑散時間帯には草刈り等も実施をしております。

②、恵庭市（人口7万278人）。

1)、えにわファミリーガーデン「りりあ」。

恵庭市「道の駅」の「花の拠点センターハウス」の2階に設置されている室内遊戯施設で、恵庭市の市花であるスズランをモチーフに水で成長する花と、遊びを通して成長する子どもを表現し、健やかな成長を願うことをロゴにしております。

子どもの「やってみたい」が体験できる新しい恵庭の遊びの空間として、遊びから子どもの想像

力、理解力、コミュニケーション能力を育てることを「りりあ」のコンセプトとしております。

アとして、室内エリアは、子どもが想像力を育むための色鮮やかな遊具を使い、夢中になって遊ぶことができる以下4つのコンセプトに分けられています。アクティブエリア、ボールプールエリア、ロールプレイエリア、ベビーエリアの4つでございます。

イの施設の面積でありますけれども、室内は380平方メートル、屋外は300平方メートルとなっております。

ウの「りりあ」の利用料金であります。恵庭市民は、3歳以上が1時間200円、保護者は入場料200円となっております。市民以外は、子ども1時間250円、保護者は入場料250円となっております。

エとして、利用実績及び定員であります。定員は60人で、利用人員、令和4年度で、恵庭市民が1万2,897人、市民以外は2万6,673人、合わせて3万9,570人となっております。

次のページをお開き願います。

③、南幌町（人口7,691人）であります。

1)、南幌町子ども室内遊戯施設「はれっば」でございます。

子どもたちがいつでも安心して遊べる室内の遊び場と町民が自由に活動や交流ができる憩いの場、たくさんの人たちが集うにぎわいの場、町外から南幌町を訪れる「交流人口」を増やし、子育て世代の移住促進が急務であることから、誘客交流拠点施設として整備することを目的に施設イメージの模型やパネルの展示、遊具の体験コーナーを設置し、町民の意見や感想を集約し、令和3年に基本設計委託（ウッドショックの影響で施設規模を縮小しております）、令和4年3月に実施設計及び建設工事の契約締結を行っております。令和5年3月に室内遊戯施設竣工、5月3日にグランドオープンをしているものであります。

アとして、延べ床面積については999.9平方メートル。遊戯エリアは637.6平方メートル（東京おもちゃ美術館の木育ゾーンとポーネルド（株）のアクティブゾーンに分けられている）。交流エリアは194.2平方メートル、共有部分は168.1平方メートルとなっております。

イとして、事業費及び財源内訳であります。総事業費、建設工事費（駐車場等含む）と合わせて設計・管理費・遊具等で合わせて9億2,253万7,000円となっております。財源内訳でありますけれども、補助金（地方創生拠点整備交付金等）で4億5,536万2,000円、起債（一般補助施設整備事業債）4億2,050万円、企業版ふるさと納税2,030万円、一般財源2,637万5,000円、合わせて9億2,253万7,000円となっております。

ウ、「はれっば」の利用料金の関係であります。南幌町民は、1歳から中学生まで1日100円、保護者は無料となっております。南幌町民以外も、1歳から中学生まで1日300円、保護者は無料となっております。

エとして、「はれっば」の利用実績であります。定員は200人としております。利用実績でありますけれども、5月3日から5月10日までの1週間で7,900人、5月3日から10月24日までの利用者は12万3,131人（年間目標に対し2倍以上の入館となっており、入館者の内訳は町内が10%、町外が90%）となっております。

オとして、子育ての町として「子育て世代の住宅建築助成金200万円」を交付しております。20年

間、宅地分譲が停滞していたが、この助成制度で2年間で完売し、町外、特に札幌圏等からの移住が増加、昨年度1年間で300人の人口増加につながっております。

次のページをお願いいたします。

委員からの主な質疑の内容であります。

5月3日にグランドオープンして、1週間で8,000人の入館者があったとのことで、入場制限等の対応はどのようにされたのか。説明として、利用時間を2時間に制限し200人まで入場できるように対応したが、入場できない方は外で待機していただいた。今後は、整理券などを配付して、並ばなくてよいように受付システムを検討していきたい。

委員から、事業費が9億2,000万円とのことで、町民の反応は。また、資材や人件費高騰などの影響はどの程度か。説明として、まちづくり検討委員会で計画を策定し、交流人口を増加させることをコンセプトにして議会や町民に説明してきた。資材高騰等の影響は、当初の計画が約8億3,000万円程度で1割程度増額になった。

委員から、町外者が9割利用されているとのことだが、どのような取組をされたのか。説明として、江別市、北広島市、恵庭市等、札幌圏に近く、エスコン効果などを期待しながら、一部札幌市民からもアンケート調査をして計画した。

委員からは、起債に係る交付税措置は。説明として、補正予算債で交付税措置は7割となっている。

委員から、事業費がかなり大きいのが、議会の対応はどうだったのか。説明として、交流人口と子育て世代の移住・定住を本事業のコンセプトにしているので、最終的に議会にも町民にも理解をいただいたと認識をしている。結果として、町の年間目標に対し2倍以上の入館者が見込まれている。ただ、これに甘んじるのではなく、これからの運営が肝要であると考えている。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 令和5年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しま

したので、会議規則第77条の規定により報告します。

お手元の報告書もご覧ください。

委員会の開催状況ですが、開催日は令和5年10月31日から11月1日までです。

開催場所は、東神楽町であります。

出席委員、欠席委員、そして出席議会事務局職員については、記載のとおりであります。

調査の内容であります。サーモンの増養殖事業についてですが、この陸上養殖プラント「杜（もり）のサーモンプラント・東神楽」は、親会社はエア・ウォーター北海道株式会社となります。

ア、この事業に至るまでの経緯ですが、漁業においては、地球温暖化や赤潮被害などによる天然魚の漁獲量減少に加え、漁業従事者の減少、高齢化などが課題となっているわけですが、また、輸入魚の価格高騰や供給不安定化も進んでいて、食料安全保障の観点からも養殖ニーズが高まっています。中でも海水温の上昇といった自然状況に左右されにくく環境負荷の低い安定的な漁業モデルである陸上養殖が広がり始めていますが、商業規模で採算を取るには大型設備が必要とされます。このような状況でグループ会社として、養殖時に不可欠な酸素、エネルギー、人工海水等に加え遠隔監視、鮮度保持、食品分析等の技術を抱え、これらを組み合わせ、養殖プラントの設計から設備の運転、メンテナンスまで一貫したパッケージで展開する「陸上養殖プラットフォーム」提供事業に参入したわけであり。本プラントを建物の総面積が1,000平方メートル程度で初期投資が抑えられる中、小型設備でも採算の取れる実証の場として、高品質でおいしいサーモンを作るための生産技術やノウハウを確立し、1年後をめどに各自治体や漁協、外食チェーン店、食品商社などに陸上養殖プラットフォームの提供を開始し、特に需要の高いサーモンの安定供給を通じて食品自給率の向上に貢献していき、令和12年（2030）年度には当グループとして陸上養殖関連ビジネスで年間売上げ100億円を目指す計画とのことであります。

イとして、プラントの概要についてですが、飼育水をフィルターでろ過して水をリサイクルし、水槽の20から30%を換水する「半閉鎖循環式」を採用し、飼育する水に酸素を溶かすことで成長を促進し、自然界では出荷まで3年から5年かかるものが約2年で出荷可能となります。飼育する魚は全雌3倍体（卵を持たず成熟しない魚）のニジマスで、うまみを出すため出荷前数週間のみ人工海水を用い飼育するという事です。その際に活用した人工海水を用いウニなどの複合飼育の研究も進め、併せて養殖排水を植物が栄養として吸収するアクアポニックス（水耕栽培）も行うことで、サステナブルなフード事業に取り組むとのことであります。飼育水槽は直径7メートルが4台、仕上げ水槽が直径4メートルを4台用意してあります。

近年の海水温の上昇に伴い養殖の北上化が進んでいて、今後、陸上養殖が盛んに行われると予想される冷涼な北海道に適した陸上養殖を開発するとともに、飼育環境をIoTによるデータ管理・遠隔監視することで中小規模でも採算が取れるよう低コスト化、省力化などの技術開発を目指すとのことであります。

ウ、その他として、多様な事業領域を生かし、自治体、大学、地域産業を担う企業と連携し、地域の社会課題解決に貢献する新事業の創出に取り組んでいるとのことであります。東神楽町とは既に包括連携協定を締結してしまっており、このプラントが指定緊急避難場所の認定を受けていて、万

一災害が起きた際には近隣住民避難場所として利用することになっています。

長野県松本市にも同様のプラントが来年夏に完成する予定でありまして、東神楽町では、サーモンの種苗から成魚まで寒冷地での飼育実証をメインとしますが、「地球の恵みファーム・松本」ではサーモンとバナメイエビを予定しており、ほかに様々な魚種に適応した複合プラントや養殖消耗品等の開発をしていく予定ということでもあります。

次に、その他として、複合施設の「東神楽大学」についてなのですが、これは宿泊日の翌日に東神楽大学を訪れたのですが、この件については、同じ町であったため時間的ロスや新たな費用が発生しないこと、また、大変脚光を浴びている廃校再生の場所なので、全委員の了解を取って訪れることにしました。

そして、この複合施設であります。少子化、市町村合併により全国で毎年500校が廃校になる中で、このような学校施設をいかに有効活用するかは地方自治体の大きな課題となっているわけですが、「東神楽大学」は、2年前に廃校になった旧忠栄小学校の後を用途転用という形で民間の株式会社Agri Innovation Design（アグリイノベーションデザイン）が企画運営する複合施設でありまして、施設内にはコワーキングスペース、シェアキッチン、宿泊できるゲストハウス、これは旧教員住宅を利用しているわけですが、そのほかに学食、売店、体育館、キャンプ場、公園などがあり、地域住民の声だけでなく、地域外から見た東神楽町の魅力、需要を酌み取った施設構成で、地方創生の拠点としての役割を担っているわけでもあります。この東神楽大学については、広尾町の関係部署においても研究されているかとは思いますが、ぜひとも訪れたいというふうに感じました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

12月10日開催予定の第54回広尾毛がにまつりにつきましては、毛ガニの不漁によりまして、観光

協会で協議した結果、来場者への誤解を招かないよう、名称を「広尾まんぷくまつり」へ変更することといたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、6日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第7 同意第13号

1、議長（堀田） 日程第7、同意第13号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第13号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町公平委員会委員であります鈴木孝俊氏が本年12月10日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

鈴木氏は、昭和31年に夕張市でお生まれになり、帯広畜産大学をご卒業後、昭和54年から町職員として勤務され、農林課、企画情報課を経て平成24年に総務課長として、通算38年間にわたり本町の自治振興にご尽力いただきました。また、現在は、広尾町農業協同組合監事としてもご活躍されております。高潔温厚で責任感のある人格に加え、地方行政にも高い識見を有していることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第13号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

#### ◎日程第8 同意第14号

1、議長（堀田） 日程第8、同意第14号 広尾町監査委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第14号 広尾町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町監査委員であります大林忠氏が、本年12月16日をもって任期満了となります。大林氏には、平成27年12月から8年にわたり監査委員としてご指導いただきました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

つきましては、後任の委員として澤田佳幸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

澤田氏は、昭和32年に中札内村でお生まれになり、帯広南商業高等学校をご卒業後、昭和50年から町職員として勤務され、企画課、総務財政課を経て平成20年に教育委員会管理課長として、通算42年間にわたり本町の自治振興にご尽力いただきました。また、平成29年からは、広尾地区交通安全協会事務局長を5年務められ、この間、平成30年から本町の国民健康保険運営協議会委員としてもご尽力をいただいております。高潔温厚で責任感のある人格に加え、財務管理及び行政運営にも高い識見を有していることから、監査委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご審議の上、同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第14号 広尾町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、前崎茂議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序のほうを申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、山谷照夫議員。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

4番、前崎茂議員、9番、渡辺富久馬議員、開票の立会いを願います。

(開票)

投票結果を報告します。

投票総数11票。そのうち賛成9票、反対2票です。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

#### ◎日程第9 議案第105号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第105号 広尾町選挙公報発行条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第105号 広尾町選挙公報発行条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町議会議員及び広尾町長選挙におきまして、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行するため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、必要な事項を定める条例を制

定するものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐に補足説明いたさせますので、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎総務課長補佐。

1、総務課長補佐（柏崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料1ページをご覧ください。

広尾町選挙公報発行条例（概要）であります。

1番目の趣旨等につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、広尾町議会議員及び広尾町長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報の発行を可能にするものであります。

2番目の発行までの流れであります。候補者が掲載を受けようとする場合、選挙の告示日に選挙管理委員会へ文書による申請が必要となり、2人以上からの申請があった場合、掲載順序は選挙管理委員会がくじで定めることとしております。このくじについては、候補者または代理人の立会いが可能となっております。次に、配付につきましては、選挙期日の前日までに選挙人名簿に登録された方のいる全世帯に配付することとしております。こちらにつきましては、第3条から第5条で規定しております。

3番目のその他についてであります。条例第3条第2項で掲載文については選挙公報としての品位を損なう事項を掲載してはならない旨を、第4条第1項で申請された原文のまま選挙公報に掲載する旨を、第6条で選挙が無投票となったときや天災、事故等の事情があるときは発行を中止する旨を定めております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第105号 広尾町選挙公報発行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第106号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第106号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第106号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本改正条例の第1条は、本年度の人事院勧告に基づく職員の給与を引き上げる改正と均衡を図るため、給料表の改正を行います。

第2条は、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対しましても令和6年度から勤勉手当を支給すべきとされたことから、関係条項の一部を改正したいとするものであります。

お手元の議案資料2ページをお願いいたします。

初めに、1の給料表の改正であります。

別表に定める給料表を改正し、会計年度任用職員が適用となる給料表の範囲内の改正率は3%となるものであります。会計年度任用職員の給料表につきましては、制度改正前に引き続き国家公務員行政職俸給表の2を準用しておりまして、国の改正どおりの内容となっております。

資料3ページに給料表対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2の期末手当支給率の改正及び勤勉手当の新設であります。

現在、給料表を適用し期末手当の支給を受ける会計年度任用職員について、職員同様の支給率で期末勤勉手当を支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

資料5ページから第2条の改正に係る新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

議案11ページに戻っていただきまして、附則第1条において、本条例は、公布の日から施行し、期末勤勉手当に関する規定は令和6年4月1日から施行したいとするもので、第2項で給料表の改正は職員同様に令和5年4月1日から適用したいとするものであります。

また、附則第2条は、第1条の改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第106号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第107号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第107号 広尾町児童福祉会館条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第107号 広尾町児童福祉会館条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、本年6月から11月に実施した広尾町児童福祉会館改修工事において、調理室がなくなったことに伴い、条例の別表中の「調理室」の表記を削るものであります。

議案資料7ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、本条例は附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第107号 広尾町児童福祉会館条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第108号

1、議長(堀田) 日程第12、議案第108号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第108号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正したいとするものであります。

改正の内容であります。世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がいる場合において、当該被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものであります。

減額となる保険税は、出産予定日の前の月から翌々月分まででありまして、4か月分の保険税となります。

議案資料8ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、本改正条例は、附則におきまして、令和6年1月1日から施行し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第108号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第109号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第109号 広尾町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第109号 広尾町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止について提案理由を申し上げます。

本案は、6月定例会で行政報告したとおり、当該地においてキャンプ場を再開しないことと判断したため、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第109号 広尾町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第110号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第110号 町道路線の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第110号 町道路線の変更について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料11ページをお願いいたします。

道路の位置図でございます。

本案は、並木通東2丁目第2号幹線道路の旧終点から新終点の区間に新たに道路を新設したことに伴い、道路の終点地番等を議案に記載のとおり変更するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第110号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日6日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前10時52分